

別添3: 基本協定書(案)

宮崎市櫛地区交流センター整備運営事業
基本協定書
(案)

宮崎市

令和6年10月7日

宮崎市橿地区交流センター整備運営事業 基本協定書（案）

宮崎市（以下「発注者」という。）と、●●（代表企業）、●●（設計企業）、●●（建設企業）及び●●（運営企業）（以下、個別に又は総称して「受注者」という。）との間で、以下のとおり、宮崎市橿地区交流センター整備運営事業に関する基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び定義）

第1条 本協定は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本協定における用語の定義は、本文中に定義されている用語を除き、次に規定する意味を有する。

- (1) 「本事業」とは、宮崎市橿地区交流センター整備運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備する宮崎市橿地区交流センターをいう。
- (3) 「本事業契約」とは、本協定、設計施工一括契約又は指定管理協定を個別に、又は総称している。
- (4) 「設計企業」とは、受注者のうち設計業務を行う企業をいう。
- (5) 「設計業務」とは、本事業のうち本施設の設計に関する業務をいい、詳細は仕様書において定める。
- (6) 「建設企業」とは、受注者のうち建設業務を行う企業をいう。
- (7) 「建設業務」とは、本事業のうち本施設の建設に関する業務をいい、詳細は仕様書において定める。
- (8) 「成果物」とは、本事業により整備された設備及び建築物その他の施設をいう。
- (9) 「運営企業」とは、受注者のうち本事業の開館準備業務、維持管理業務、運営業務を行う企業をいう。
- (10) 「維持管理・運営業務」とは、本事業のうち本施設の維持管理・運営に関する業務をいい、詳細は仕様書において定める。
- (11) 「開館準備業務委託」とは、発注者と運営企業との間で締結される、開館準備に関する業務委託契約書をいう。
- (12) 「設計施工一括契約」とは、発注者と設計企業、建設企業が本事業に関して締結する設計施工一括契約書（設計・施工一括型の業務委託・請負契約）をいう。
- (13) 「指定管理協定」とは、発注者と運営企業との間で締結される、指定管理者としての本施設の維持管理及び運営に関する指定管理協定書をいう。
- (14) 「本指定」とは、宮崎市議会の議決を経て、発注者が運営企業を本施設の指定管理者として指定することをいう。
- (15) 「業務委託契約」とは、設計施工一括契約又は指定管理協定、開館準備業務委託契約を個別に、又は総称している。
- (16) 「構成企業」とは、受注者のうち代表企業以外の企業をいう。
- (17) 「仕様書」とは、設計施工一括契約及び指定管理協定の別添資料となる、募集要項等及び提案書類（それらを基に発注者と受注者が協議して修正し

た場合は当該修正後のもの）をいう。

（18）「代表企業」とは、本事業に関し中心的な役割を担う、受注者を代表する企業をいう。

（19）「提案書類」とは、本協定に「提案書」として添付されたものをいう。

（20）「募集要項等」とは、本事業の事業者選定手続きにおいて発注者が公表した令和6年●月●日付募集要項及び要求水準書その他の添付書類（いずれもその後の修正を含む。）をいう。

（21）「本選定手続き」とは、本事業に関して実施された公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定手続をいう。

（22）「暴排条例」とは、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）をいう。

（23）「暴力団」とは、宮崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

（24）「暴力団員」とは、宮崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

（25）「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。

（26）「暴力団関係者」とは、宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 発注者及び受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業を履行するに当たり、その趣旨を尊重しなければならない。

（発注者及び受注者の義務）

第3条 発注者及び受注者は、本事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 受注者は、提示条件を遵守のうえ、発注者に対し提案書類を作成し提出したものであることを確認する。また、受注者は、本事業契約の締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる選定委員会及び発注者の要望事項を尊重する。

（指示等及び協議の書面主義）

第4条 本事業契約に定める指示、確認、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合においては、前項に規定する指示等を口頭で行うことができるものとする。ただし、指示等を口頭で行った者は、当該指示等を行った日から7日以内に当該指示等の内容を記載した書面を相手方に交付しなければならない。

3 本事業契約の規定に基づく協議については、議事録を作成するものとする。

（事業日程等）

第5条 本施設の設計・建設期間は、設計施工一括契約が本契約として効力

を生じた日から令和●年●月●日までとし、本施設の引渡し予定日を令和●年●月●日までとする。ただし、いずれについても設計施工一括契約（当該契約の変更契約を含む）により変更できるものとする。

2 本施設の開館準備期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

3 本施設の維持管理・運営期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、指定管理基本協定（当該契約の変更契約を含む。）により変更ができるものとする。

（準備行為）

第6条 本事業契約締結前であっても、受注者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力する。

（役割分担及び責任）

第7条 受注者は、次の各号に定めるとおり、本事業の履行に係る役割及び責任を負う。

- (1) 設計業務は、設計施工一括契約に基づき、設計企業がこれを行う。
- (2) 建設業務は、設計施工一括契約に基づき、建設企業がこれを行う。
- (3) 開館準備業務は、開館準備業務委託契約に基づき、運営企業がこれをを行う。
- (4) 維持管理・運営業務は、指定管理協定に基づき、運営企業がこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は本事業契約に基づく責任をそれぞれ負うほか、代表企業は、本事業契約に基づく構成企業の義務の履行について連帯して責任を負うものとする。

3 受注者は、相互に協力して業務間の重複、齟齬、隙間等が生じないように努め、いずれの受注者の担当業務が不明なときは代表企業の指示に従うものとする。

（事業契約）

第8条 受注者は、業務委託契約を、次の各号に定めるところによって従つて各業務委託契約の当事者をして締結させる。

- (1) 設計施工一括契約：令和7年3月を目途として、発注者と設計企業、建設企業の間で、設計施工一括契約の仮契約を締結する。
- (2) 開館準備業務委託：令和9年8月を目途として、発注者と運営企業の間で、開館準備業務委託契約を締結する。
- (3) 指定管理協定：令和7年6月を目途として、発注者と運営企業の間で、指定管理協定を締結する。

2 前項（1）の仮契約は、宮崎市議会の議決を得たときに本契約として、その効力を生じる。但し、宮崎市議会において否決されたときは、仮契約は無効とし、市は一切の義務及び責任を負わない。

3 市は、募集要項に添付の本事業契約書（案）の文言に関し、受注者から説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。

4 発注者及び受注者は、本事業契約の締結後も、本事業の遂行のために協力する。

5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、本選定手続きに関して次の各号のいずれかの事由が生じたとき又は本協定締結日において、次の各号のいずれかの事由が生じていたことが判明したときは、市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

(1) 受注者のいずれかの構成企業が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号若しくは第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者のいずれかの構成企業が、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、構成企業が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が第8条第1項第1号若しくは第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 受注者のいずれかの構成企業が、納付命令又は排除措置命令により、構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第2号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が記された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者グループ構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本選定手続きが行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者のいずれかの構成企業の代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は、受注者のいずれかの構成企業、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

6 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、受注者のいずれかの構成企業が、募集要項等において提示された参加資格の一部若しくは全部を喪失した場合、又は参加表明書の受付日若しくは本協定締結日において、受注者のいずれかの構成企業が、募集要項等において提示された参加資格の一部若しくは全部を満たしていないかったこと若しくは、受注者による本選定手続きにかかる公募が無効であることが判明した場合には、市は、本事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

(暴力団等の排除措置)

第9条 市は受注者に対し、構成企業の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を宮崎県県警本部に提供することにより構成企業が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。

2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第2条4号に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。

3 構成企業は、担当業務を第三者に負わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。

4 事業者グループ又は構成企業は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。

5 市は、構成企業が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該構成企業において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、また、当該構成企業に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。

6 市は、受注者または構成企業が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

- (1) 構成企業が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 構成企業が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 構成企業が前項の規定による要求に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業者グループ又は構成企業が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(計算書類等の提出)

第10条 受注者は、発注者が求めた場合速やかに、会社法上作成が要求される計算書類及びその附属明細書の写しを発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合において、監査法人又は公認会計士による監査を受けているときは、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、本事業契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による事前承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、本事業の履行上得られた成果物（未完成の成果物及び本事業に関する業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与

し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による事前承諾を得たときは、この限りでない。

(損害の処理に関し生じた費用の負担)

第12条 本事業の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の処理に関し生じた費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害の処理に関して生じた費用は、発注者が負担する。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、業務委託契約において定める解除権によるほか、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、その責めに帰すべき事由により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特許権等の使用の責任)

第14条 受注者は、本事業に関する業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(処理の立会い)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、本事業に関する業務の処理に発注者の職員を立ち会わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

(協定の成立、効力及び有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、締結日を始期とし、事業期間の満了日を終期とする。

2 前項の定めにかかわらず、業務委託契約に基づく本事業の履行が全て終了したときは、当該終了日をもって本協定は終了する。

3 前項の規定は、本協定の規定に基づく債務であって、本協定の終了（本協定が解除された場合を含む。以下本条において同じ。）時に未履行のものについて、本協定の修了後の責任を免除するものではない。

4 第2項の規定にかかわらず、第17条、第18条及び第24条の定めは本協定の終了後も有効に存続し、当事者を法的に拘束するものとする。

(個人情報保護)

第17条 受注者は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 宮崎市個人情報保護条例に違反する行為があったときは、罰則が適用さ

れる場合がある。

(秘密保持義務)

第18条 本事業契約の当事者は、本事業契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、かつ責任をもって監理しなければならない。本事業契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責めに帰すことのできない事由により公知になった情報

(4) 本事業契約の当事者が、本事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 本事業契約の当事者は、次の各号に掲げる場合においては、第1項の規定にかかわらず、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障をきたすときは、事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者が守秘義務契約を締結した上でそのアドバイザーに開示する場合

(5) 受注者が、本事業に係る業務を業務委託契約の規定に基づき、再委任し、又は下請負をさせた第三者に開示する場合

(本事業に関する業務内容の変更等)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、本事業に関する業務の内容を変更し、若しくはこれを一次中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の履行確認)

第20条 発注者は、別添の提案書類に定められた内容を適切に履行しているかどうかについて、確認する。

2 発注者は、前項の規定により確認した履行内容に疑義があると認める場合、その提案書類に定める内容を適切に実施していないと判断した場合は、受注者に対し、発注者が必要と認める範囲で、説明及び追加資料の提出を求めることができ、受注者はかかる発注者の求めに対し、誠実に対応しなければならない。

(資料等の返還)

第21条 成果物の引渡しが完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、本事業に関する業務の履行に用いた全ての支給用品、貸与品、資料を速やかに発注者に返還しなければならない。

(データ記録媒体等の廃棄)

第22条 受注者は本事業に関する各業務の終了後において、発注者の所有するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(事故発生時の通知)

第23条 受注者は、成果物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって通知するとともに、遅滞なくその状況を、書面をもって発注者に報告しなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第24条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄裁判所は宮崎地方裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第25条 本事業契約において、書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(協議が整わない場合の措置)

第26条 本事業契約において、発注者と受注者が協議して定める事項に関し、当該協議の開始日から14日以内に協議が調わない場合は、発注者が当該事項に関する決定をし、受注者に通知する。

2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が、受注者から協議の要請を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(その他の事項)

第27条 本事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、発注者及び受注者はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。